

平成30年度第1回
福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会

資 料

平成31年1月

1 福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置規約について

(1) 協議会の役割について

協議会は、設備整備者、農林漁業者、関係住民、学識経験者等の地域の関係者が一堂に会し、当該市町村における再生可能エネルギーの導入のあり方や具体的な方法等について合意形成を目指して協議する場である。

(2) 福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置規約について

※P 6 福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置規約 参照

2 会長・副会長の選任について

(1) 会長・副会長の選任について

会 長 _____

副会長 _____

3 議 事

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法について

1) 農山漁村再生可能エネルギー法の概要について

①農山漁村再生可能エネルギー法とは

平成 25 年 11 月 15 日に農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「再エネ法」という。）が成立し、11 月 22 日に公布され、平成 26 年 5 月 1 日に施行された法律。

②再エネ法の目的について（法第1条関係）

農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再エネ発電設備を誘導するなど、土地利用の調整を適正に行い、併せて発電の利益を活用した農林漁業の発展に資する取組が行われることで、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資することを目的とする。

③基本理念について（法第2条関係）

ア 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。

イ 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

④再エネ法に基づく事業の流れについて

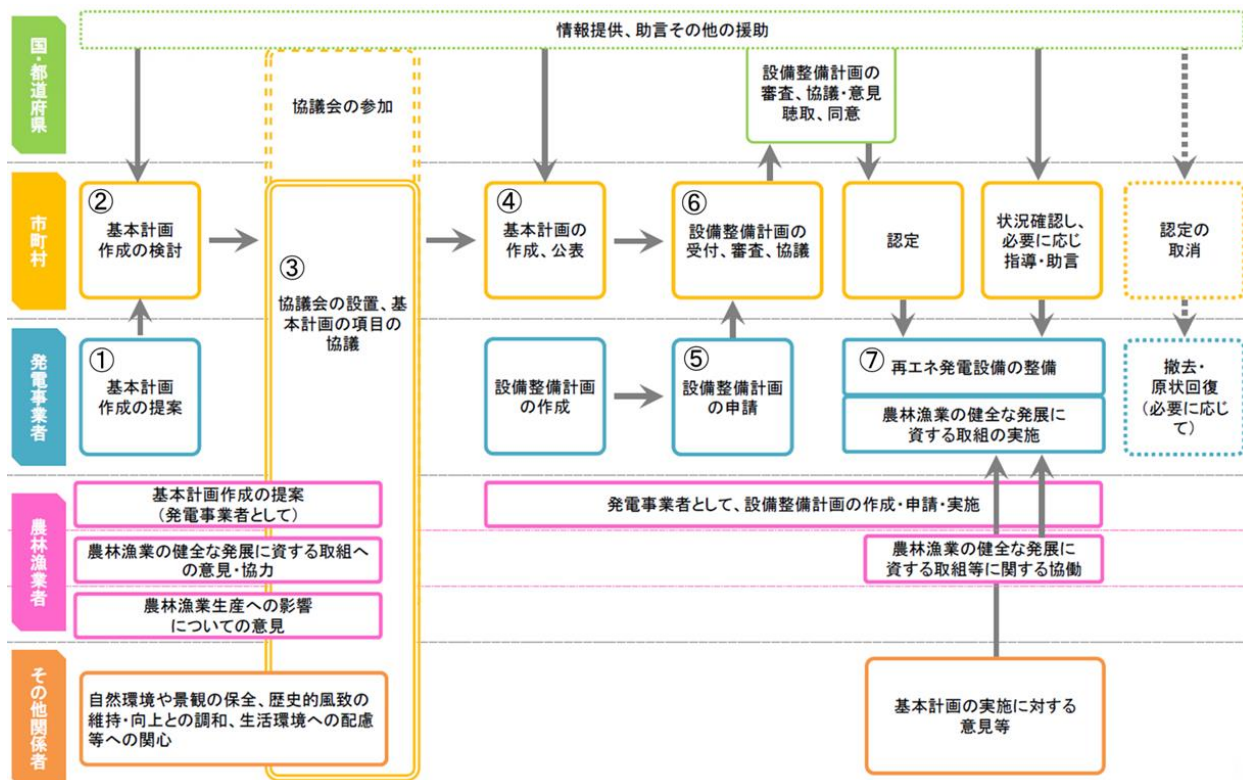
※P3 再エネ法に基づく取組の流れ 参照

- ① 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者（以下「設備整備者」という。）から市へ農山漁村再生可能エネルギー法に基づく「基本計画」の作成について提案を行う。
- ② 提案を受けた市は、「基本計画」の作成の要否について検討を行う。
- ③ 「基本計画」の作成の必要があると判断したときは、地域住民、学識経験者、農林漁業者、農林漁業団体、設備整備者等で構成される「協議会」を設置する。
- ④ 「協議会」において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する「基本計画」を作成し公表する。
- ⑤ 設備整備者は、農林漁業の健全な発展に資する取り組み等を盛り込んだ「設備整備計画」を作成し、市の認定を申請する。
- ⑥ 市は、設備整備者から「設備整備計画」の申請があった場合、市の基本計画に適合するものであるか、当該設備整備計画を実現する見込みが確実であるかどうかの観点から審査を行い、国及び県の同意を得た上で、その計画を「認定」する。
- ⑦ 設備整備者は、国・県の「同意」及び市の「認定」を得た「設備整備計画」に沿って本事業に着手する。

（注）⑦の国の同意は、以下のとおり。

- 1 農地の許可を受けなければならないものについては、4 ha を超える農地が含まれるものに限る。
- 2 温泉の許可を受けなければならないものについては、近隣府県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。

資料【再エネ法に基づく取組の流れ】



2) 基本計画について（法第5条関係）

①基本計画とは

基本方針（国が定める。）に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画。

②基本計画の内容について

基本計画において定める主な事項は以下のとおり。（法第5条第2項関係）

- ア 再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に関する方針
- イ 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域・発電設備の種類及び規模
- ウ 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項
- エ 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項
- オ 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復 等

3) 設備整備計画について（法第7条関係）

※P4 設備整備計画の認定及び実施の手続きフロー 参照

①設備整備計画とは

設備整備者が作成する、再生可能エネルギー発電設備の整備に関する計画。

②設備整備計画の認定の申請及び内容について

設備整備者は設備整備計画を作成し、基本計画を作成した市の認定を申請する。

設備整備計画において記載しなければならない事項は以下のとおり。(法第7条第2項関係)

- ア 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の使用期間
- イ 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項
- ウ 設備整備計画に農地転用(法第7条第4項第1号)の場合に掲げる事項

③設備整備計画の認定について(法第7条第3項関係)

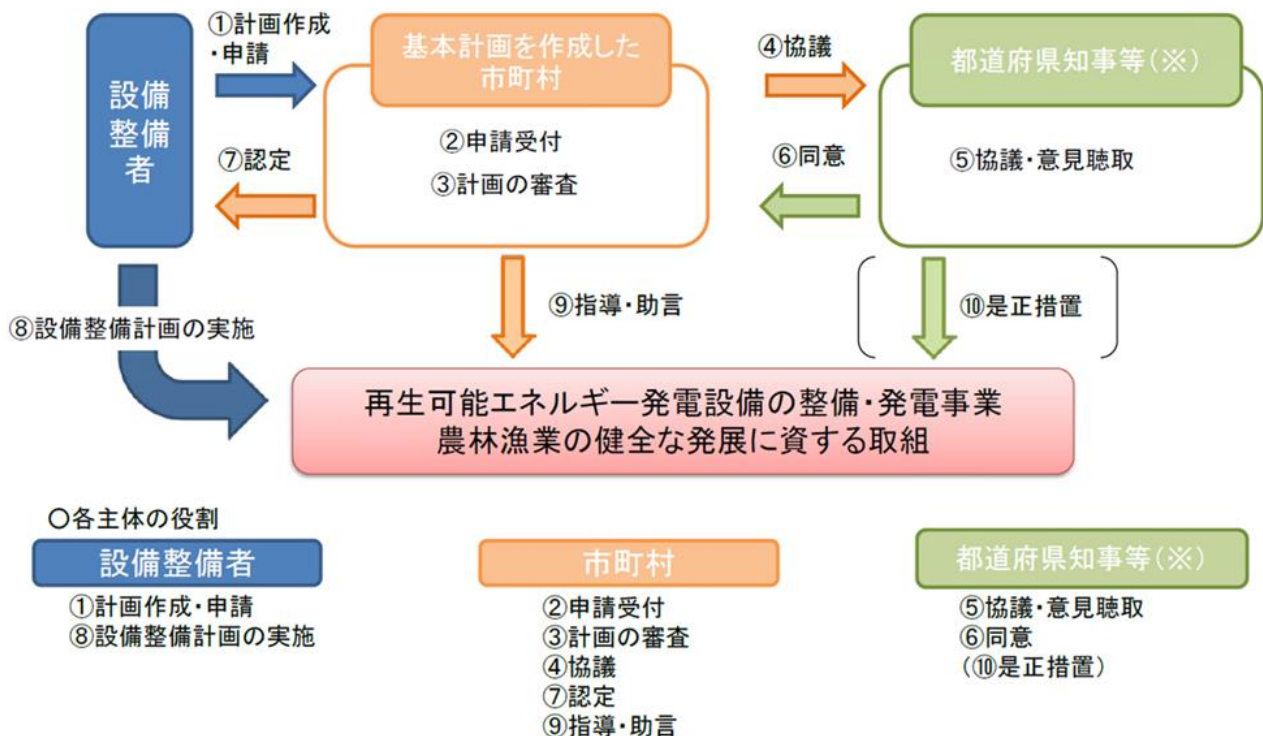
市は、「設備整備計画」の申請があった場合、市の基本計画との適合性かつ実現可能性の観点から審査を行い、国及び県の同意を得た上で、その計画を「認定」する。

設備整備計画の認定を受けた設備整備者は、「設備整備計画」に従って再生可能エネルギー発電等の整備を行う。

④認定の取消し(法第8条第3項関係)

市は、設備整備者が設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。

資料【設備整備計画の認定及び実施の手続きフロー】



※都道府県知事等:第7条第4項各号に定める者(環境大臣、都道府県知事及び海岸管理者)をいいます。

(2) あづま小富士第1発電所(仮称)計画について

※別添 あづま小富士第1発電所(仮称)計画 参照

(3) 情報公開(案)について

原則公開とする件

記

- 1 会議は原則として公開する。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 2 会議時における撮影等は冒頭のみ可とし、会議中の撮影等は禁止とする。
- 3 会長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から入室の制限その他必要な制限を課することができる。
- 4 会議の資料は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 5 会議の議事概要は出席委員の確認を取った上で公開する。
- 6 会議の資料及び議事概要については、会議後、ホームページに公表する。

(4) その他

【協議会 設置規約】

福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置規約

(名称)

第1条 この協議会は、福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協議会の事務所は、福島市環境部環境課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地または採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関する事

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
- (2) 農林漁業者
- (3) 農林漁業団体
- (4) 関係住民
- (5) 学識経験者
- (6) 福島市において環境保全及び農林水産業を所管する部等の長の職にある者
- (7) その他協議会が必要と認める者

2 委員は、市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会は、必要に応じて、前条各号の協議事項を専門的に検討する組織を設けることができる。

5 前項の組織に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

4 会議の議事は、原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者に会議の出席を求めることができる。

(議事録)

第9条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに提示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生じるおそれがあるものは公表しないものとする。

(議事結果の尊重義務)

第10条 会議において協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は福島市環境部次長の職にある者をもって充てる。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年3月8日から施行する。

【参考】

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
(平成二十五年法律第八十一号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、食料の供給、国土の保全その他の農林漁業の有する機能の重要性に鑑み、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

(基本計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針
- 二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- 三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模
- 四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合にあつては、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
- 五 前号に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

(設備整備計画の認定)

第七条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間
- 二 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- 三 第一号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- 四 第一号の整備及び第二号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 その他農林水産省令・環境省令で定める事項

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。
- 二 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等（前項第一号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第二号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。
- 三 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第六号及び第十三条において同じ。）内において行う行為であって同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。

- 4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。
- 一 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 二 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第十条において同じ。）の区域内にある草地（同法第二条第三項に規定する草地をいう。第十条において同じ。）において行う行為であって、同法第九条の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事
- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第十一条第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 四 保安林において行う行為であって、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 五 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって、漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 六 海岸保全区域（当該計画作成市町村が管理するものを除く。）内において行う行為であって、海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないもの 海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第八項において同じ。）
- 七 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第十四条において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣
- 八 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第十四条において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

九 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事

（略）

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為（当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。） 農林水産大臣

二 第四項第九号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。） 環境大臣

（設備整備計画の変更等）

第八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。

3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第三項の認定に係る設備整備計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。）に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項から第十五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。